

【交通処理実施方法】

1. 施工開始1週間前に、工事に伴う交通規制の予告看板を掲出すること。
2. 工事標識および看板類は、別紙のとおりに設置し一般交通の安全に努めること。
3. 作業終了後は規制を解除し、速やかに標識類を撤去すること。
4. 地域住民及び一般通行人の交通を阻害しないよう交通の安全に努め、必要に応じ誘導員を配置し一般交通の安全に十分注意し、事故の無いよう管理すること。
5. 規制実施中は、付近住民及び一般通行人・一般車両の安全確保を第一に考え、最善の方法で計画すること。
6. 夜間の保安施設については、照明灯を設置し、視認性の向上を図ること。
7. この交通規制で危険をきたす場合には、公安委員会の指示に従うこと。
8. 工事による道路破損又は汚損した場合には、直ちに補修清掃すること。